

I. いじめに関する現状と課題

昨年度の本校のいじめ発生件数は中学校が4件、高等学校が3件であった。アンケート等で発生を確認後、迅速に対応した。その内容の多くは人間関係を起因とするものが多く、インターネット上のSNSへの書き込み等が含まれるケースも年々増加傾向にある。

II. いじめ問題への対策への基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権問題である。

山陽学園中学校・高等学校では、「愛と奉仕」の教育理念のもと生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、学校法人山陽学園・家庭その他の関係者の連携の下、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止基本方針」を策定する。

III. 組織・連携

1. 校内組織

・ いじめ対策委員会

（役割）

- ・ 当該生徒への支援と指導
- ・ 保護者への説明、協力依頼
- ・ 今後の対策決定
- ・ 対応の結果分析

（開催時期）

毎月委員会を実施する（問題発生時は、緊急に臨時委員会を実施する）

（対策委員会の内容の教職員への伝達）

適宜職員会議等で情報を共有する

（構成員）

校長、副校長、教頭、教頭補佐、生徒課長、当該学年主任及び学年団 場合によって、養護教諭、教育相談室長、学校カウンセラー、外部機関など校長が必要と認める者

・ 全教職員

2. 関係機関との連携

（関係機関名）

- ・ 岡山県総務学事課
- ・ 岡山中央警察署
- ・ 岡山市こども総合相談所（児童相談所）
- ・ 顧問弁護士

（連携の内容）

- ・ 定期的な情報交換
- ・ 非行防止教室等の実施
- ・ 対応策等の協議

3. 保護者・地域との連携

(連携の内容)

- ①学校基本方針をホームページに掲載し、緑会（PTA）への連絡・報告等で取り組みの理解を得る。
- ②連続欠席や遅刻回数の増加などがみられる生徒への対応は、関係教員との情報共有を図りつつ家庭と連携を密にする。家庭訪問や保護者面談を必要に応じて実施する。年2回の三者面談等を通して、生徒把握を積極的に行なうとともに情報共有を行う。
- ③携帯電話やインターネットの活用については、ルールを守り、学習や基本的な生活習慣の妨げにならないよう生徒課を中心として学校全体で指導する。また、保健委員会による「スマートフォン使用に関するアンケート」の結果をもとに家庭にも協力を呼びかける。

Ⅲ. 学校が実施する取り組み

1. いじめの未然防止

(教員研修)

外部講師等によるいじめの未然防止に関する教職員研修を定期的実施する。

令和5年度 「アドラー心理学について」「カウンセリングマインドについて」等
校内OJT研修を定期的実施し、学級経営、生徒把握等、わかる授業づくりについて実践する。

(居場所づくり)

学級経営を充実させ、学校行事等への取り組みの中で他者理解等の場面をつくる。

二者・三者面談を通して生徒情報を学年団等関係教員で共有する。

(情報モラル)

教科「技術」及び「情報Ⅰ」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

2. 早期発見

(相談窓口)

生徒課長 学年主任 教育相談係 担任 他

(実態把握)

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や個別面談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭と連携して生徒を見守る。また、教員間においても普段から生徒に関する情報交換を密にし、こまかな生徒の変化を察知できるよう努める。

(相談体制の確立)

担任による定期的な面談を行う。毎月のスクールカウンセラーによる教育相談を実施していることを周知し、相談を受けやすい環境をつくる。

3. いじめへの対処

本校では次に掲げる『校内いじめ発生時対応マニュアル』を定め、いじめが発生した場合において、全教職員が共通の認識をもって事態に対応できるよう取り組む。

始業式や終業式、各種学年集会や朝終礼、専門家による講習会などを通じて、スマホなどインターネットの危険性について教育し、トラブルにならないよう粘り強く指導する。

令和5年度 いじめ防止のための年間計画

山陽学園中学校

※定期的を実施するもの
 毎 週：生徒指導会議（生徒間の人間関係の情報把握・状況共有）
 隔 週：スクールカウンセラーによる教育相談
 毎 月：いじめ対策委員会

		学校全体	中学校	活動内容
1学期	4月	方針の共有 学級づくり 面談週間	全体：非行防止教室 1年：牛窓研修 2年：広島研修	・いじめ防止基本方針の全教職員での共有 ・いじめ防止に向けた学級づくり ・新しい学級生活における不安や悩みの相談
	5月	授業見学週間 学級懇談会 PTA（緑会）総会 教職員研修	全体：情報モラル教育	・家庭との連携 ・いじめ問題に関する情報提供 ・カウンセリングマインドに関する研修を行う
	6月	いじめに関するアンケート （いじめ対策委員会）	全体：中学読書会	・いじめに関する実態把握 ・今後の取組についての話し合い ・生徒間の他者理解を図り、いじめを防止する
	7月	授業アンケート 三者面談	全体：性教育講演会 全体：1日校外研修	・授業内の生徒同士の関係からいじめの把握を行う ・保護者、生徒といじめに関する情報交換 ・学年、クラス、班内の協力思いやりを養う
	9月	おさお祭（文化祭・体育祭）		・生徒同士で協力することで他者を理解させ、 いじめ防止感覚を育成する
	10月	創立記念日		・生徒に教育理念「愛と奉仕」の実践を通して 他者理解などいじめ防止の姿勢を養う
	11月	いじめに関するアンケート （いじめ対策委員会） 授業見学週間	2年：職場体験 3年：イングリッシュキャ ンプ	・いじめに関する実態把握 ・今後の取組についての話し合い ・生徒間の他者理解を図り、いじめを防止する
	12月	三者面談		・保護者、生徒といじめに関する情報交換
3学期	1月	百人一首大会		・生徒間の他者理解を図り、いじめを防止する
	2月	学校生活アンケート （いじめに関する内容も含む）	1年：階キャリアデー 全体：ミニコンサート （他者理解・協力）	・生徒同士で協力することで他者を理解させ、 いじめ防止感覚を育成する
	3月	授業アンケート	3年：修学旅行 （他者理解・協力）	・授業内の生徒同士の関係からいじめの把握を行う

令和5年度 いじめ防止のための年間計画

山陽学園高等学校

※定期的を実施するもの
 毎 週：生徒指導会議（生徒間の人間関係の情報把握・状況共有）
 隔 週：スクールカウンセラーによる教育相談
 毎 月：いじめ対策委員会

		学校全体	高等学校	活動内容
1学期	4月	方針の共有 学級づくり 面談週間	全体：情報モラル教育 高一：操山ウォーキング 高二：球技大会	・いじめ防止基本方針の全教職員での共有 ・いじめ防止に向けた学級づくり ・新しい学級生活における不安や悩みの相談
	5月	授業見学週間 学級懇談会 PTA（緑会）総会 教職員研修	全体：非行防止教室	・家庭との連携 ・いじめ問題に関する情報提供 ・カウンセリングマインドに関する研修を行う
	6月	いじめに関するアンケート （いじめ対策委員会）	高二：修学旅行 （他者理解・協力）	・いじめに関する実態把握 ・今後の取組についての話し合い ・生徒間の他者理解を図り、いじめを防止する
	7月	授業アンケート 三者面談	全体：性教育講演会	・授業内の生徒同士の関係からいじめの把握を行う ・保護者、生徒といじめに関する情報交換 ・学年、クラス、班内の協力思いやりを養う
	9月	おさお祭（文化祭・体育祭）		・生徒同士で協力することで他者を理解させ、 いじめ防止感覚を育成する
	10月	創立記念日		・生徒に教育理念「愛と奉仕」の実践を通して 他者理解などいじめ防止の姿勢を養う
	11月	いじめに関するアンケート （いじめ対策委員会） 授業見学週間	高二：ビブリオバトル	・いじめに関する実態把握 ・今後の取組についての話し合い ・生徒間の他者理解を図り、いじめを防止する
	12月	三者面談	Music：定期演奏会	・保護者、生徒といじめに関する情報交換
3学期	1月	百人一首大会		・生徒間の他者理解を図り、いじめを防止する
	2月	学校生活アンケート （いじめに関する内容も含む）		・生徒同士で協力することで他者を理解させ、 いじめ防止感覚を育成する
	3月	授業アンケート	各学年：探求活動発表会	・授業内の生徒同士の関係からいじめの把握を行う ・生徒間の他者理解を図り、いじめを防止する